

理事の職務分担を定める件について

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員規程第3条第3項に基づき、理事の職務分担を次のとおり定める。

令和4年4月1日

名称	担当業務	担当する理事
経営・労務担当理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営企画、人事及び労務などに関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること 	芝原理事兼本部事務局長
大阪急性期・総合医療センター担当理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪急性期・総合医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること 	嶋津理事兼大阪急性期・総合医療センター総長
大阪はびきの医療センター担当理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪はびきの医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること 	山口理事兼大阪はびきの医療センター院長
大阪精神医療センター担当理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪精神医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること 	岩田理事兼大阪精神医療センター院長
大阪国際がんセンター担当理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪国際がんセンターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること 	松浦理事兼大阪国際がんセンター総長
大阪母子医療センター担当理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪母子医療センターにおける政策医療の提供及び経営に関すること 2. その他理事長が必要と認める職務に関すること 	倉智理事兼大阪母子医療センター総長